

＜注意事項＞

1 法人ごとに対象となる介護サービスを位置付けた件数の計上について

(1) 「法人」の取扱いについて

紹介率最高法人は、同一法人単位で判断します。系列法人は含みません。

(2) 1人の利用者が、同一サービスについて複数事業所を利用する場合

利用した事業所の法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、1人の利用者に対して、別法人の訪問介護をそれぞれ位置付ける場合には、法人ごとに1件を計上します。

なお、この場合も「②当該サービスを位置付けた居宅介護サービス計画数」は1件として計上します。

(3) 1人の利用者に対して、同一法人が同一サービスの複数事業所位置付ける場合

例えば、1人の利用者に対して、同一法人の通所介護を2事業所位置付ける場合、当該法人で1件を計上します（2件ではありません）。

なお、この場合も「②当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数」は1件で計上します。

(4) 「通院等乗降介助」について

通院等乗降介助のみ行っている訪問介護事業所も、訪問介護で計上します。

介護保険を利用せずに、自費利用やボランティア利用している場合は含みません。

2 「割合が80%を超える場合」について

いずれかのサービスで80%を超えた場合は、市への提出が必要となります。

例) 「②当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数」が600件で、

■「③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」が480件の場合

$$480 \text{ 件} \div 600 \text{ 件} = 80\%$$

⇒ 紹介率が80%以下なので、本市への提出は不要。

■「③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」が481件の場合

$$481 \text{ 件} \div 600 \text{ 件} = 80.16\cdots\%$$

⇒ 紹介率が80%を超えるため、本市への提出が必要。

3 通所介護及び地域密着型通所介護の取扱いについて

特定事業所集中減算の判定については、

- ・「通所介護」と「地域密着型通所介護」を別々に算定する方法
- ・「通所介護と地域密着型通所介護」を合算して算定する方法

のいずれかの方法で行うことができます。

どちらの方法で算定するかは、各事業所で選択してください。

～「通所介護と地域密着型通所介護」を合算して算定する場合の留意点～

- 「②当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数」は、通所介護を位置付けた計画、地域密着型通所介護を位置付けた計画、通所介護及び地域密着型通所介護の双方を位置付けた計画の合計数となります。
- 1人の利用者に対して、同一法人の通所介護と地域密着型通所介護を位置付けている場合は、「③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」は1件として計上します。ここでは、「通所介護」と「地域密着型通所介護」を同一サービスとみなし、前記1（3）と同様の考え方となります。
- 様式1については、「通所介護」の欄に記入してください。